

## 18歳到達者のサービスの継続利用について

放課後等デイサービス・短期入所・移動支援等の福祉サービスを利用されていた児童が18歳到達後も引き続きサービスの利用を希望される際は、申請が必要になります。

現在、長崎市においては18歳到達の誕生日の3ヵ月前の月初め（例：7月中に18歳のお誕生日を迎える方は4月初めに送付）に、当該利用者宅へ更新申請のご案内を送付しておりますが、以下のような事例が問題となっております。

### 実際にあった事例

- ・ご家族が郵便を確認していなかった等の理由で申請までに時間を要した
- ・当初の申請が遅れたことに加え、当該利用児のかかりつけ病院の予約がとれず受診できなかった
- ・当該利用児が新型コロナウイルス感染症に感染したことで受診が遅れ、結果として18歳の誕生日前までに審査会に諮ることができず、サービスを利用できなかった

特に短期入所等の障害福祉サービスを18歳以降も引き続き利用する際には、障害支援区分認定審査会に諮り、区分の決定を受ける必要があるため、速やかな申請が必要となります。

申請が遅れることで、18歳の誕生日前に審査会に諮ることができない場合は、審査会で区分の決定を受けるまでの間は、障害福祉サービスを利用することができず、やむを得ない事情で緊急的に利用する場合でも、利用に係る費用は全額自己負担となります。

本市では、利用者様が継続してサービスを受けることができるよう引き続き周知徹底を図りますが、関係者の皆様におかれましても、特に18歳到達を迎える方の速やかな申請の啓発にご協力いただきますようお願いいたします。